

農業担い手メールマガジン（第112号）

インデックス

- 現場の皆さんへ ～新年度を迎えるにあたって～
- 事業活用のポイント ～認定農業者向けのリース支援を充実します！～
- 農業担い手経営相談コーナー
～農事組合法人の従事分量配当における固定払交付金の取扱いについて～
- お知らせ
～本日より水田・畑作経営所得安定対策の加入申請が始まります～

現場の皆さんへ ～新年度を迎えるにあたって～

4月になり、霞ヶ関でも各省庁がそれぞれの新年度を迎えました。

農家の皆さんにとっては、早春から連続する農作業の中で、4月になることは暦が変わったという程度のことと思いますが、役所や学校、会社などでは、人事異動があったりして一年の区切りがつき、新たな気持ちで再スタートを切ることになります。

霞ヶ関の官庁にも、やる気に満ちたフレッシュマンが入ってきます。彼らにとって、一人前の行政マンになるための切磋琢磨がこれから始まるわけです。

担い手の皆さんからは、農林水産省の職員が現場感覚に欠けるとのご批判をしばしばお受けします。このため、私どもも、現場感覚を身につけるよう様々な工夫を行っています。若手を中心に農家のお宅に1ヶ月住み込みで現地研修に行ったり、地方に出張する機会を利用して集落の方との座談会などを積極的に設けたりして、農業現場の皆さんが何を考えておられるか、つねにアンテナを高くして、皆さんとの距離を縮める努力をしています。先日も、当課の若い女性職員が「新農業人フェア」におじゃまして、新規就農を目指す若者のお話を伺っています。

そういった中で、昨年4月にリニューアルした当メルマガに宛てられた多くのご意見やご質問は、われわれにとっての貴重な情報源となっています。これらの問い合わせについて内容を詳細に調べたり、お返事を書く作業をすることによって、これまでの施策を顧みるきっかけが生まれたり、われわれと現場とのとらえ方の違いに気づかされたりしています。

霞ヶ関では、他省庁の人と話をする機会もたくさんありますが、他省庁の人はあまり地方の本当の状況を知らず、マスコミの報道などが知識のベースになっているなど感じる場合があります。農政も国政の一部であり、他省庁と連携して行政を行っていく場面も多くなっています。われわれも他省庁の人に現場の声や農業の現状を分かりやすく説明し、これらを踏まえて政府の方針が策定されるよう働きかけていきたいと思っています。

いま、産業界やマスコミの関心は、かつてないほど農業に向けられています。また、大学では、農学部を志望する学生が増えているとお聞きします。われわれ農林水産省は、こうした状況を好機と捉えて、文字通り「地に足の着いた」政策をつくっていきたいと思います。

- ご意見・ご質問は下記へお願いいたします（3月末よりホームページ上のお問い合わせ窓口が変わりました）。

→ <https://www.contact.maff.go.jp/maff/form/7b27.html>

事業活用のポイント

～ 認定農業者向けのリース支援を充実します！～

担い手経営展開支援リース事業では、認定農業者や集落営農組織など、担い手の皆さんが農業用機械や施設をリース方式で導入し、経営規模拡大等を図る場合などにリース料の助成を行います。21年度予算では、従来の支援メニューに加えて、経営の発展を図ろうとする認定農業者を重点的に支援するため、新たな支援メニュー（認定農業者経営発展支援型）を創設しました（本事業は、20年度補正予算で措置された食料供給力向上緊急機械リース支援事業とは異なります）。

ここでは、本事業のうち認定農業者向けの支援メニューについてご案内いたします。

（１）認定農業者経営発展支援型（新規）

- 対象者：ア）法人化を契機に新規事業の拡大を図ろうとしている認定農業者
イ）先進モデル的な栽培技術を導入し、経営規模の拡大を図ろうとしている認定農業者
- 助成率：リース料の3 / 10（上限1,000万円）

（２）認定農業者等支援型（継続）

- 対象者：認定農業者、新規就農を受け入れる農業者
- 助成率：リース料に助成係数（約13％）を乗じた額の範囲内（上限250万円）

このように、本事業は、経営発展を目指す認定農業者をはじめとして担い手の皆さんに大きなメリットがある事業ですので、是非ともご活用いただきたいと思います。

なお、本事業は5月頃募集を開始する予定にしております。事業の詳細については、お近くの市町村役場または地方農政局までお問い合わせ下さい。

- 「担い手経営展開支援リース事業」の詳細はこちら

→ <http://www.maff.go.jp/j/keiei/soumu/yosan/pdf/006.pdf>

農業担い手経営相談コーナー

～ 農事組合法人の従事分量配当における固定払交付金の取扱いについて～

Q．当集落営農は法人化して農事組合法人として運営しています。水田・畑作経営所得安定対策の「過去の生産実績に基づく交付金」（固定払交付金）を受領したことにより生じた剰余金の分配は、従事分量配当として扱い、法人の所得の金額の計算

上、損金の額に算入してもよいですか。

- A．農事組合法人（法人税法上、協同組合等に該当するものに限ります。）において、従事分量配当として組合員が事業に従事した程度に応じて分配する金額は、法人の所得の金額の計算上、損金の額に算入することになります（法人税法第60条の2）。

従事分量配当の対象となる剰余金については、法人税基本通達14 - 2 - 2で示されているとおり、農業経営により生じた剰余金に限られ、固定資産の処分等により生じた剰余金は対象外とされています。

固定払交付金については、一定の農業経営を行うことを要件（法人の場合、認定農業者であって一定の経営規模を有するもの）として交付されるものであることから、交付金は農業経営によって得られた収入に該当します。したがって、固定払交付金も従事分量配当の対象とし、法人の所得の金額の計算上、損金の額に算入することができます。

なお、固定払交付金は、農産物の販売によって実現する収益ではないため、損益計算書上、「営業収益」ではなく、「営業外収益」の区分に表示するのが一般的です。このため、「営業外収益」に区分される固定資産の処分等により生じた剰余金と同様に、固定払交付金を受領したことにより生じた剰余金も従事分量配当の対象としないとの解釈をする向きがあると聞きますが、あくまでも、従事分量配当の対象となるかどうかは、農業経営から生じたものであるか否かを基準に判断するもので、損益計算書における区分により判断するものではありません。

- このほか、集落営農組織の課税の取扱に関するQ & Aについては、下記のホームページをご覧ください。

→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/menu3/pdf/qa.pdf>

- 農業経営に関わるご意見・ご質問は下記へお願いいたします（3月末よりホームページ上のお問い合わせ窓口が変わりました）。

→ <https://www.contact.maff.go.jp/maff/form/7b27.html>

お知らせ

～ 本日より水田・畑作経営所得安定対策の加入申請が始まります ～

本日4月1日より、21年産の水田・畑作経営所得安定対策の加入申請受付が開始されます。申請期限は6月30日となっておりますので、お忘れのないよう申請をお願いいたします。

編集後記

関東では、本格的にさくらの季節になりつつありますが、今日は小雨が降り、あいにくの寒空となっています。これから西日本より天気は回復するようですので、このまま開花が進めば、今週末には山陽から関東の各地でお花見が期待できそうです。

このメールマガジンは、リニューアル後2年目を迎え、登録者数も順調に伸びております（対前年同月比9.3%増、農業者の登録数は46.7%増）。今後とも、農業担い手メールマガジンをよろしくお願いいたします。（S）

- 電子出版：農業担い手メールマガジン
- 発行日 ：毎月2回発行
- 発行元 ：農林水産省経営局経営政策課 担当：鈴木
農林水産省担い手ホームページもご覧ください！
～担い手への支援策、認定農業者数等、担い手情報満載！！～
→ <http://www.maff.go.jp/j/ninaite/index.html>
このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから
→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/mailmagazine.html>
このメルマガの配信変更、配信解除、パスワード再発行等はこちらから
→ <http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>